

前回の公示からの見直し内容について

短期集中特別訓練事業における訓練関連業務の委託については、前回の公示（3 / 2 4～4 / 7）から以下のとおり参加要件等を見直しました。

【主な見直し内容】

- 全国一律実施（全都道府県に拠点が必要）
 - ➡ 地域ブロック別（※）に実施（ブロック内に1支援拠点以上設置）
※ 北海道・東北、関東、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄の全国6ブロック

- キャリア形成相談関連業務も同じ受託機関が実施
 - ➡ キャリア形成相談関連業務は企画競争により別に委託機関を選定

- 一事業者による事業の実施
 - ➡ 事業の実施にあたっては、一事業者とすることも、複数の事業者で構成されるグループとすることも可能

- 全省庁統一資格が必要 ➡ 全省庁統一資格については不要